

2025年11月14日

## 組合員・利用者本位の業務運営に関する取組状況の公表について

当組合は、持続可能な JA 運営の確立を目標に組織使命や経営姿勢・行動規範を定め、地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守り、環境・文化・福祉への貢献を通じて安心して暮らせる豊かな地域社会を築くという経営理念に基づき、「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針」を公表しております。

この理念のもと、組合員・利用者の皆さんに「安心」と「満足」を提供し、最良の保障・価格・サービスによる「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供を通じた 安心して暮らせる豊かな地域社会づくりに貢献するための具体的な取組みを実践しており、今回その取組状況を公表いたします。

(注) 共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会（JA共済連）が、共同で事業運営しております。

小清水町農業協同組合

# I .取組状況

## 1 組合員・利用者への最良・最適な商品、共済仕組みサービスの提供

### (1) 信用の事業

- 貯金・ローンや各種料金のお支払いをはじめ、年金のお受け取りや給与のお振込まで、組合員・利用者の暮らしに便利な商品・サービスを、ライフスタイルの変化等に合わせて提供しております。
- 組合員・利用者の皆さんに提供する商品は、勤労世代から高齢者まで利用者の特性に応じた商品・サービスを提供しております。
- なお、当組合は、投資性金融商品の組成に携わっておりません。



**農業資金のご案内**

**JA農業経営ステップアップローン**  
農地取得から運転資金まで  
幅広い用途にご利用いただけます

**対象者** ● 耕地を営む1人の正組合員の方で、  
その他の条件を満たす方

**資金用途** (1) 農業経営に必要な設備資金  
● 農地の整備、改良、農機具の購入、  
農業用機械の購入等  
● 地代、田代（地代の買付対象外）  
● 田代の購入、育苗の購入、育成  
● 田代、移転、移野の分担、造成  
● 田代の賃貸料金

**貸付期間** ● 1年～15年以内（組合5年以内）  
※組合員によって異なります

**貸付限度額** ● 個人……………1,800万円  
● 法人・法人・集団・協同組合組織等……………2億円

**JAフルスペックローン**  
農機具・ハウスの取得等に  
ご利用いただけます

**対象者** ● 耕地を営む1人の正組合員の方で、  
その他一定の条件を満たす方

**資金用途** ● 農機具の購入（中古農機含む）、点  
検、修理、耕作機器用  
● 農地の整備、改良、農機具の購入、  
農業用機械の購入等  
● 地代の賃貸料金、賃借、賃次受費用  
● 農地の賃貸料金からの農機具のローン償  
還策、農地の賃貸料金（中古田舎合計）の  
賃貸料金の償還策

**貸付期間** ● 1年以上15年以内（組合2年以内）  
※組合員によって異なります

**貸付限度額** ● 個人……………0000万円  
● 法人・法人……………0000万円

**農業経営基盤強化資金**  
農地取得から運転資金まで  
幅広い用途にご利用いただけます

**対象者** ● 認定農業者

**資金用途** ● 農地の取扱・改良等  
● 農業用設備、圃面、耕作機器の取得・  
改良等  
● 素資、農地の購入にかかる長期運  
転資金等

**貸付期間** ● 25年以内（組合10年以内）

**貸付限度額** ● 個人……………3億円  
● 法人……………10億円

※組合員が法人を超えてお預りでき  
る場合があります

# I .取組状況

## 1 組合員・利用者への最良・最適な商品、共済仕組み・サービスの提供

### (2) 共済仕組み・サービス

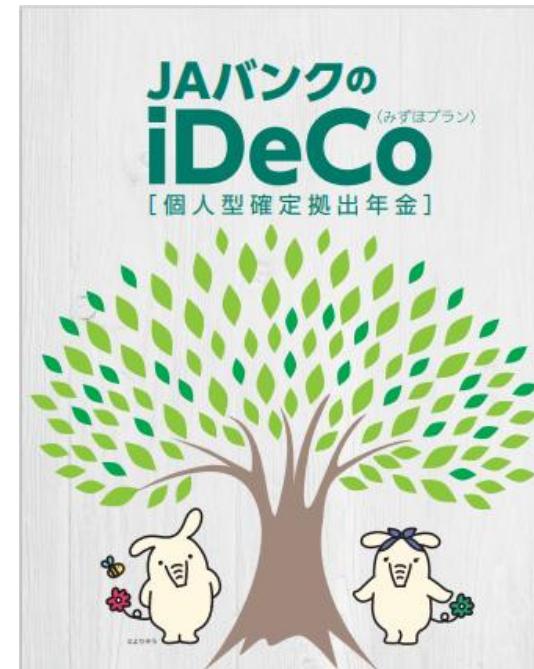
- JA共済は、JAが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。
- なお、当組合は、市場リスクを有する共済仕組み（例：外貨建て共済）は提供しておりません。

# I .取組状況

## 2 組合員利用者本位の提案と情報提供

### (1) 信用の事業活動

- ・ 組合員・地域利用者の利便性・快適性を第一に、お客様の状況に応じた適切で良質なサービスをご提案します。特に、組合員・地域利用者の方々にご負担頂く手数料等は重要な情報として丁寧な説明を行うと共に、店舗態勢の充実を図り信頼される店舗づくりに努めます。
- ・ サービスのご提案にあたっては、目的を十分に確認した上でパンフレット等のわかり易い情報提供を実施します。特にご高齢の組合員・地域利用者の皆さんには丁寧な説明を心掛けると共に、必要に応じてご家族の方へもご理解いただけるよう丁寧な説明を行います。



# I .取組状況

## 2 組合員・利用者本位の提案と情報提供

### (2) 共済の事業活動

#### ① 共済仕組み・サービスのご提案

- ・ 共済仕組み・サービスの提案にあたっては、保障設計書等を用いた意向把握・確認を通じて組合員・利用者の皆さま一人ひとりのご意向を適切に把握しております。
- ・ ニーズに合致したと思われる共済仕組み・サービスについては、重要事項説明（契約概要・注意喚起）を実施し、特にご確認いただきたい事項や不利益情報を分かりやすくご説明しております。

#### ② 情報提供

- ・ 組合員・利用者のご意向・ニーズに沿った最適な仕組みを選んでいただけるよう、仕組みの特性等について、わかりやすい資料や丁寧な説明によって、適切かつ十分に情報提供を実施しております。

#### ③ 契約締結時の対応

- ・ 意向確認書による意向把握・確認の実施を通じて、ご提案した共済仕組み・サービスが組合員・利用者の皆さま一人ひとりのご意向に沿ったものであるか確認しております。

#### ④ 高齢者対応

- ・ ご高齢の組合員・利用者の方については、ご家族も含め十分ご納得、ご満足いただけるよう、提案説明時、契約締結時にはご契約時にご家族にもご同席いただくなどにより、きめ細やかな対応を行っております。
- ・ なお、令和7年度から新たに「共済契約のお手続きに関するご案内」をお渡しし、ご契約者さま・被共済者さまだけでなく、ご親族の方にもご安心いただけるよう努めております。

#### ⑤ 各種手続きとアフターフォローの実施

- ・ 各種手続きの実施にあたっては、組合員・利用者の皆さまに分かりやすくご説明しております。
- ・ 保障の加入にあたり、共済掛金の他に組合員・利用者の皆さまに手数料等はご負担いただいておりません。

# I .取組状況

## 3 利益相反の適切な管理

- ・ 組合員・利用者の皆さまの利益を不当に害するがないように、「利益相反管理方針」等に基づき、適切に管理しております。
- ・ 以下の観点で利益相反のおそれのある取引を類型化し、効率的に管理することで、遗漏なく利益相反取引を検知する体制を整えています。
  - ①組合員・利用者の皆さまと当組合の間の利益が相反する類型  
(例：経済事業を利用する際の前提として、共済事業の利用を条件とする場合)
  - ②特定の組合員・利用者の利益を他の組合員・利用者の皆さまの利益より優先する取引  
(例：接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合)

## 4 組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

- ① 組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築
  - ・ 当組合は、職員への研修実施、資格取得支援など、組合員・利用者本位の業務運営を実現するための態勢を構築しております。
- ② 組合員・利用者の皆さまの声を活かした業務改善
  - ・ 当組合は、組合員・利用者の皆さまからいただいた「声（お問合せ・ご相談、ご要望、苦情など）」を誠実に受け止め、業務改善に努めております。